

児童扶養手当制度について

☆ この制度は父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする制度です。

◆手当を受給できる方

日本国内に住所があり次のいずれかに該当する方

1. 父母が婚姻を解消した児童を養育する方
2. 父又は母が死亡した児童を養育する方
3. 父又は母が重度の障害の状態にある児童を養育する方
4. 父又は母の生死が明らかでない児童を養育する方
5. 父又は母から1年以上遺棄されている児童を養育する方
6. 父又は母が1年以上拘禁されている児童を養育する方
7. 母が婚姻によらないで懐胎した児童を養育する方

※次のような方は手当が支給されません

◎児童が

- ・父又は母の死亡について支給される公的年金又は遺族補償を受けることができるとき。
- ・児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき。
- ・父又は母に支給される公的年金の加算の対象になっているとき。

◎父又は母若しくは養育者が

- ・公的年金給付を受けることができるとき。
- ・婚姻の届出はしなくても事実上婚姻関係(内縁関係等)があるとき(父又は母に限る)。

◆手当の額

- ・児童1人の場合(月額)
全部支給 … 41,550 円(平成 23 年度改定)
一部支給 … 9,810 円～41,540 円
- *前年中の所得額に応じて支給
- ・児童 2 人以上の加算額(月額)
2 人目 … 5,000 円
3 人目以降 1 人につき … 3,000 円

◆現在支給されている方

受給継続には、毎年8月に現況届の提出が必要です。提出されない場合は、支給が差し止めになりますのでご注意ください。また、転出等される方は、必ずいきいき健康福祉課まで届出てください。

※平成22年8月から「父子家庭」も支給の対象となりました。

<お問い合わせ先>

いきいき健康推進課 福祉ぬくもりグループ
電話 28-5800

特別児童扶養手当制度について

☆ この制度は精神または身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

◆特別児童扶養手当を受けることができる人

20歳未満で、中程度以上の障害のある児童を監護(主として児童の生計を維持するもの)している父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育(児童と同居し、監護し、生計を同じくしていること)している人が受給できます。

ただし、次のいずれかに当てはまるときは、手当を受給できません。

1. 手当てを受けようとする人又は児童が日本に住んでいないとき
2. 児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所しているとき
3. 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

◆手続きに必要な書類

1. 特別扶養児童手当認定請求書(いきいき健康推進課にあります)
2. 請求者と対象児童の戸籍謄本
3. 請求者と児童が含まれる世帯全員の住民票
4. 対象児童の障害の程度についての所定の診断書

5. 印鑑及び金融機関の預金通帳(請求者本人名義のもの)
6. その他必要な書類

※詳しくは、いきいき健康推進課にお尋ねください。

◆手当の額

障害の度	支給額
1級	1人につき 50,550 円
2級	1人につき 33,670 円
備考	等級は身体障害者手帳の等級と異なります

※受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得額によって支給の制限があり下記の表の額以上である場合、手当は支給されません。

所得制限限度額表		
扶養親族等の数	本人(請求者)	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000 円	6,287,000 円
1人	4,976,000 円	6,536,000 円
2人	5,356,000 円	6,749,000 円
3人	5,736,000 円	6,962,000 円
4人	6,116,000 円	7,175,000 円

<お問い合わせ先>

いきいき健康推進課 福祉ぬくもりグループ
電話 28-5800